

前回（1月7日）以降の原子力規制庁の動き

令和8年2月4日
柏崎刈羽原子力規制事務所

原子力規制委員会（凡例：議題番号→①、原子力施設等におけるトピックス→②）

1/21 第52回原子力規制委員会

②東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号機 原子炉停止中の制御棒1本の引き抜きによる運転上の制限の逸脱及び復帰について

2/4 第55回原子力規制委員会

②柏崎刈羽原子力発電所6号機 制御棒駆動機構インバータに係わる事象について

審査実績

【6号機 特定重大事故等対処施設に関するもの】

審査会合：1/22

ヒアリング：1/15

資料提出：なし

【6号機 設計及び工事の計画の認可に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：1/21

資料提出：なし

【6号機 長期施設管理計画の認可に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：1/19

資料提出：なし

【7号機 特定重大事故等対処施設に関するもの】

審査会合：1/22

ヒアリング：1/15

資料提出：なし

規制法令及び通達に係る文書

1/16 東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所第6号機の定期事業者検査報告書（原子炉を起動するために必要な検査開始時）を受理

1/19 東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所6号機における運転上の制限からの逸脱に係る報告を受理

1/19 東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置許可に係る変更の届出を受理

1/21 東京電力ホールディングス（株）に柏崎刈羽原子力発電所第6号機に係る試験使用承認書を交付

1/22 新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する審査会合への対応について（柏崎刈羽原子力発電所第6号機及び第7号機）

1/23 東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所の計量管理規定の変更認可申請を受理

被規制者との面談

1/14 東京電力ホールディングス（株）の計量管理規定変更認可申請に係る面談

1/22 東京電力ホールディングス株式会社の柏崎刈羽原子力発電所 6 炉及び 7 号炉における地震等に関する資料の受取

1/27 東京電力ホールディングス株式会社の柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉の長期施設管理計画認可申請に関する面談

1/27 柏崎刈羽原子力発電所に係る申請の現状に関する面談

その他

なし

放射線モニタリング情報

放射線モニタリング情報を以下のポータルサイトで公開

- ・全国のモニタリングポスト等の測定値をリアルタイムで配信するとともに、原子力災害の発生時には緊急時モニタリングの結果も公開 : <https://www.ermns.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/>
- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降の環境放射線モニタリング結果を公開 : <https://radioactivity.nra.go.jp/ja>
- ・47 都道府県における環境放射能調査等の結果を公開するとともに、放射能と放射線に関する基礎知識などの情報も掲載 : <https://www.envraddb.go.jp/>

以上

6号機 原子炉停止中の制御棒1本の引き抜きによる運転上の制限の逸脱について
(公表区分Ⅱ)

2026年1月17日
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

本日、原子炉起動前の確認として6号機の制御棒引き抜き試験を行っていた際、本来であれば1本引き抜いた状態で他の制御棒を選択すると、引き抜き防止機能が働きますが、その機能が働いていることを示す警報が発報しないことを確認しました。

このため、午後0時36分に保安規定第67条「原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き」の運転上の制限*を逸脱したものと判断しました。

そのため、引き抜き試験を中止し、引き抜いた制御棒は全挿入位置に戻して、現在は全ての制御棒が全挿入されています。また、保安規定で要求される措置として、制御棒の引き抜き操作ができないよう制御棒の電源を切っております。

今後、原因について調査いたします。

*保安規定では、安全機能を確保するために原子炉モードスイッチが燃料取替位置において、1本の制御棒引抜インターロック（1本引き抜いた状態で他の制御棒を選択すると、引き抜き防止機能が働く）が作動していることを「運転上の制限」として定めている。

以上

6号機 原子炉停止中の制御棒1本の引き抜きによる運転上の制限の逸脱からの 復帰について（公表区分Ⅱ）

2026年1月18日
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

本日、原子炉起動前の確認として6号機の制御棒引き抜き試験を行っていた際、本来であれば1本引き抜いた状態で他の制御棒を選択すると、引き抜き防止機能が働きますが、その機能が働いていることを示す警報が発報しないことを確認しました。

このため、午後0時36分に保安規定第67条「原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き」の運転上の制限を逸脱したものと判断しました。

そのため、引き抜き試験を中止し、引き抜いた制御棒は全挿入位置に戻して、現在は全ての制御棒が全挿入されています。また、保安規定で要求される措置として、制御棒の引き抜き操作ができないよう制御棒の電源を切っております。

(2026年1月17日お知らせ済)

調査の結果、2本目の制御棒引き抜き防止機能の設定に誤りがあることが判明しました。このため、正しい設定に見直した上で、防止機能が働いていることを示す警報が発報することを確認したことから、1月18日午後8時16分に、運転上の制限の逸脱から復帰したと判断しました。

また、運転上の制限の逸脱から復帰したことをもって、全ての制御棒の動作確認が行えるようになったため、今後、全ての制御棒に対して、正常に警報が発報することを確認してまいります。

以上

(原子炉停止中の制御棒 1 本の引き抜き)

第67条 原子炉の状態が高温停止、冷温停止及び燃料交換において、1体以上の燃料が装荷されている单一のセルから制御棒を1本※1引き抜く場合は、表67-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、第84条を適用する場合は除く。

2. 原子炉停止中の制御棒 1 本※1の引き抜きを行う場合に、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直長は、原子炉の状態が高温停止、冷温停止及び燃料交換において、制御棒 1 本※1の引き抜きを行う場合は、表67-2に定める事項を確認する。

3. 当直長は、原子炉停止中の制御棒 1 本※1の引き抜きを行う場合に、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表67-3の措置を講じる。

※1：6号炉及び7号炉においては、同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒。

表67-1

1. 1号炉、2号炉、3号炉、4号炉及び5号炉

項目	運転上の制限
原子炉停止中の制御棒 1 本の引き抜き	<p>(1) 原子炉モードスイッチが燃料取替位置において、1本制御棒引抜インターロック（引き抜かれた制御棒が1本ある場合には、2本目の引抜対象制御棒が選択できること。）が作動していること</p> <p>(2) 全制御棒の位置を確認していること</p> <p>(3) 第27条の原子炉保護系計装に関して、原子炉の状態が燃料交換において適用される要素が動作可能であること</p> <p>(4) 引抜対象制御棒以外のすべての制御棒が全挿入されていること</p>

2. 6号炉及び7号炉

項目	運転上の制限
原子炉停止中の制御棒 1組（同一水圧制御ユニットに属する2本）又は1本の引き抜き	<p>(1) 原子炉モードスイッチが燃料取替位置において、制御棒引抜インターロック（引き抜かれた制御棒が、同一水圧制御ユニットに属する1組の場合は3本目、1本の場合は2本目の引抜対象制御棒が選択できること。）が作動していること</p> <p>(2) 全制御棒の位置を確認していること</p> <p>(3) 第27条の原子炉保護系計装に関して、原子炉の状態が燃料交換において適用される要素が動作可能であること</p> <p>(4) 引抜対象制御棒以外のすべての制御棒が全挿入されていること</p>

表 6.7-2

1. 1 号炉, 2 号炉, 3 号炉, 4 号炉及び 5 号炉

項目	頻度
1. 原子炉モードスイッチが燃料取替位置において、1 本制御棒引抜インター ロックが作動していることを確認する。	作業毎 ^{※2} に、最初の制御棒引き抜き後、速やかに
2. 全制御棒の位置を確認する。	24 時間に 1 回
3. 原子炉モードスイッチが燃料取替位置に施錠されていることを確認する。 及び 全挿入位置から制御棒を引き抜く場合は、制御棒の位置が全挿入位置表示でなくなることを確認する。	毎日 1 回 制御棒を引き抜く都度
及び 第 2.7 条の原子炉保護系計装に関して、原子炉の状態が燃料交換において適用される要素が動作可能であることを管理的手段により確認する。	最初の制御棒引き抜き開始前
及び 制御棒のスクラムアキュムレータの圧力が表 2.2-2 に定める値であることを確認する。(ただし、当該制御棒が全挿入かつ除外されている場合を除く。)	最初の制御棒引き抜き開始前、 その後、1 週間に 1 回
4. 引抜対象制御棒以外のすべての制御棒が全挿入されていることを確認する。	制御棒の引き抜き開始の都度

※2：作業毎とは、制御棒のフリクションテスト、スクラムの時間測定等それぞれの作業の開始時点において行うことをいう。なお、1 本制御棒引抜インター ロックの除外又は原子炉モードスイッチの切替を行うために作業を中断する場合は、作業の再開にあたり再度 1 本制御棒引抜インター ロックが作動していることを確認する。

2. 6号炉及び7号炉

項目	頻度
1. 原子炉モードスイッチが燃料取替位置において、制御棒引抜インターロックが作動していることを確認する。	作業毎 ^{※2} に、最初の制御棒引き抜き後、速やかに
2. 全制御棒の位置を確認する。	24時間に1回
3. 原子炉モードスイッチが燃料取替位置に施錠されていることを確認する。 及び 全挿入位置から制御棒を引き抜く場合は、制御棒の位置が全挿入位置表示でなくなることを確認する。	毎日1回 制御棒を引き抜く都度
及び 第27条の原子炉保護系計装に関して、原子炉の状態が燃料交換において適用される要素が動作可能であることを管理的手段により確認する。 及び 制御棒のスクラムアキュムレータの圧力が表22-2に定める値であることを確認する。(ただし、当該制御棒が全挿入かつ除外されている場合を除く。また、引抜対象制御棒と同一の水圧制御ユニットに属する他の制御棒については、全挿入されている場合に限り除く。)	最初の制御棒引き抜き開始前 最初の制御棒引き抜き開始前、その後、1週間に1回
4. 引抜対象制御棒以外のすべての制御棒が全挿入されていることを確認する。	制御棒の引き抜き開始の都度

※2：作業毎とは、制御棒のフリクションテスト、スクラムの時間測定等それぞれの作業の開始時点において行うことをいう。なお、制御棒引抜インターロックの除外又は原子炉モードスイッチの切替を行うために作業を中断する場合は、作業の再開にあたり再度制御棒引抜インターロックが作動していることを確認する。

表67-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1. 満足していないと判断した項目を満足させる措置を開始する。 及び A 2. 挿入可能なすべての制御棒の全挿入操作を開始する。 及び A 3. 全挿入位置にある制御棒を引き抜かない。	速やかに 速やかに 速やかに

地域の会 委員からのご質問に対する回答について

(本間委員)

ヨウ素剤の配布において、一般人よりも妊婦や幼児に対して服用を優先させるということは聞いたことがなく、詳細を教えてほしい。

※以前の地域の会で、同委員から妊婦、乳幼児の被ばく線量に関する質問を受けたところ、成人と異なる基準を設けていないが、原子力災害対策指針では乳幼児・妊婦に対する防護措置の一つとして、「安定ヨウ素剤の配布・服用にあたっては、乳幼児・妊婦を優先的に配布・服用すべき対象としている」旨を書面回答している。

☆要点

- ・指針及びその具体的な運用を定めた「安定ヨウ素剤の配布服用にあたって」で考え方を示している。
- ・事前配布を受けていない場合には、避難の際に配布を行うが、そこで「妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）から優先的に配布を行うべき」としている。
- ・切尔ノブイリ原子力発電所事故後の調査から、年齢が低いほど甲状腺がんリスクが高いことが分かっている。

(回答)

○乳幼児は放射線ヨウ素での内部被ばくによる甲状腺がん等の発生のリスクが高いことから、原子力災害対策指針において、安定ヨウ素剤の服用が優先されるべき対象であることを明示しています。そして、緊急時に服用が適切になされるよう、その運用として、
・(事前配布ではなく、) 避難時に配布を受ける場合には、「妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）から優先的に配布を行うべきこと」、
・また、安定ヨウ素剤の服用について十分な理解が得られるよう、平時から周知を行うこと
を示しています。

【参考 1】放射性ヨウ素による内部被ばくによる健康影響について

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくにより甲状腺がんが発生する確率は、被ばく時の年齢が 18 歳未満の者では成人の 3 倍であるという報告があり、年齢が 18 歳未満の者は安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者である。また、その中でも特に6 歳未満の乳幼児は、切尔ノブイリ原子力発電所事故後の調査において甲状腺がんが多発していることから、服用を優先すべき対象者であると考えられる。

「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」抜粋

妊婦については、胎盤を通じて放射性ヨウ素にばく露される可能性のある胎児への健康影響に配慮する必要があることから、服用を優先すべき対象としている。

【参考2】乳幼児等の安定ヨウ素剤の配布・服用における指針の考え方

○「原子力災害対策指針」 第2 原子力災害事前対策

(7) 原子力災害時における医療体制等の整備

(i) 安定ヨウ素剤の服用について

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、数年から数十年後に甲状腺がん等を発症するリスクを上昇させる。また、年齢が低いほど、そのリスクが高い。このような放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくは、安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用することにより、予防又は低減をすることが可能である。このため、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくのおそれがある場合には、安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用できるよう、その準備をしておくことが必要である。

また、体制整備に際しては、関連法制度及び技術面等の最新の状況を反映するよう努めるとともに、次のような点に留意する必要がある。

- ・服用の目的や効果とともに服用のタイミングや服用を優先すべき対象者等については事前に周知する。
- ・なお、服用を優先すべき対象者は妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）である。
- ・地方公共団体は、服用に伴う副作用の発生に備えて事前に周辺医療機関に受入れの協力の依頼等をするとともに、緊急時には服用した者の体調等を医師等が観察して必要な場合に緊急搬送が行うことができる等の医療体制の整備に努める。

また、平時から訓練等により配布及び服用方法の実効性等の検証又は評価をし、改善に努める必要がある。

○「安定ヨウ素剤の配布服用にあたって」（原子力規制委員会、R1.7.3 全部改正）

2. 安定ヨウ素剤の服用に関する基本事項

(3) 服用対象者 ①服用を優先すべき対象者

年齢が低いほど放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの健康影響として甲状腺がん等の発症のリスクが高くなる。服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）である。

（中略）

なお、妊婦、授乳婦、乳幼児を含む未成年者の保護者等は、一般的に薬剤服用に対する抵抗感を持っていると考えられるため、安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者であることを周知する必要がある。

4. 緊急事態での対応

(2) 全面緊急事態 b. UPZ

原則として、原子力規制委員会が原子力施設の状況、緊急時モニタリング結果等を勘案し、避難又は一時移転と併せた防護措置として、安定ヨウ素剤の配布及び服用の必要性を判断し、その判断に基づき原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出し、住民はその指示に従う。

（中略）

安定ヨウ素剤の備蓄に限りがある場合には、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）から優先的に配布を行うべきである。

UPZ 内であっても事前配布を行っている地域では、服用指示の時期は PAZ 内とは異なるものの、指示後の手順は基本的には PAZ 内と同様のものとする。

地域の会 星野委員からのご質問に対する回答について

2026年2月4日

原子力規制庁

(星野委員)

先の定例会における私の質問について、重ねて確認の質問を以下に述べるの
で文書にて回答して下さい。

原子力規制委員会への質問

先の定例会で「東電が制御棒を交換して作動試験でも異常がなかったから、規
制委員会はそれで良いと言う事か？これから稼働しようと言う6号機の制御
棒のトラブルを規制委員会はどのようにチェックするのか？」との私の質問
に対して

- 1 伊藤所長から、制御棒が固着しても圧力容器内に留まって居る状況は「核
分裂を制御出来る前向きな（プラスな）状況である事から、制御棒の交換
と作動試験で異常が無ければそれで了とする」と言う趣旨の説明を得た。
この伊藤氏の回答に間違いはないか？あるのであれば、伊藤氏は上記の質
問に今一度、文書で回答する事。

(回答)

○星野委員の御質問にあります伊藤の回答は、実際に話した趣旨の内容と差異
がありますので、以下に議事録の抜粋を記載いたします。

【議事録抜粋】

先ほど東電さんからも話がありました、構造の話ですけれども。今回のトラ
ブルといいますか。ラッチが原因なわけなんですね。で、ラッチが開くのはス
クラムをして全挿入したあとだけなんです。つまり、スクラムをさせない状態
では、そのトラブルは発生しないんですよ。なぜかというとラッチが開きませ
ん。ラッチが機能しないものですから。つまり、スクラムした後にだけ起こる
トラブルなので。結果、その制御棒は全て完全に安全側で固定されているんで
すよ。ですから、我々規制庁としては、原子力安全には大きな影響を及ぼすと
は考えていないんですね。スクラムしていない状況においては、その引き抜
き・挿入部分は問題ないです。一番重要なのはきちんと炉を止められるかどうか。
そして、その止めた状態を維持できるかどうか、という部分です。ですの
で。先ほど、ちょっと繰り返しになりますけど、スクラム後の話で。全挿入さ
れた後の話ですので、我々のほうは、先ほどの検査の中では動くことを確認し

てます。

○6号機の炉型（ABWR）の改良型制御棒駆動機構（以下「FMCRD」という）は、通常操作時においては電動モータの駆動により制御棒の挿入・引抜を行いますが、緊急挿入（以下「スクラム」という）時には、水圧制御ユニットの水圧によって作動します。その場合は、制御棒を含む挿入部分が電動モータから離脱後にラッチが開くことにより挿入後の落下が防止されます。

○今回のFMCRDの不具合は、スクラム試験による制御棒全挿入の後に開いたラッチが閉じず、引抜ができなくなった事象であり、制御棒により原子炉を「止める」機能は安全な状態で維持されるため、原子力安全に大きな影響を及ぼすものではないと考えております。

○なお、事業者は、当該FMCRDを予備品と交換の後、全FMCRDについて通常操作での常駆動試験とモータ電流の測定、そして今回の不具合の起因となったスクラム検査後の引抜操作等を実施しており、大気圧及び運転圧時の通常操作、スクラム及びその後の動作について問題がなかったことを確認しています。現地の原子力規制事務所に駐在する原子力検査官は、これら事業者の原子力安全に係る保安活動を原子力規制検査の中で監視しており、現時点までに特段問題となるものは確認しておりません。

今回と同様の不具合の再発については、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号機における運転時の制御棒引抜の作業において、原子力規制検査の中で確認していく予定です。

- | |
|---|
| 2 1の伊藤氏の説明に間違いがない場合、その伊藤氏の説明は今回の制御棒固着問題に関する規制委員会の見解なのか否か文書で回答する事。 |
| 3 1の伊藤氏の説明に間違いがある場合、今回の制御棒固着問題に対する規制委員会の正式な見解と対応を文書で開示する事。 |

（回答）

○1の質問に対する伊藤からの回答については、原子力規制庁の見解と相違ありません。

地域の会 委員からのご質問に対する回答について

2026年2月4日

原子力規制庁

(飯田委員①)

(前略) 規制委員会は、今回の事態（※注：浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案）の対応にあたり、「中部電力固有の問題」とし、それ以外の電力会社には再調査や報告を求めないとしています。原発の再稼働を急ぐ政府、電力会社におもねることなく独立した規制機関として毅然とした対応を求めます。東京電力柏崎刈羽原発において、データを不正に操作、書き換え等したものはないか再調査を要望します。

6号機特重施設完成の遅れの要因を、規制庁はどのように判断したのか、特重施設の地盤に関わる問題はありませんでしたか。

(回答)

- 中部電力の不正行為については、他の事業者に対して調査等を行うことは考えていませんが、本年1月14日に新基準適合性審査チーム長から各事業者に対して、原子炉等規制法に基づく許認可手続きに係る申請書等の適切な作成に関する注意喚起を行っています。
- 原子力規制委員会としては、中部電力に対して、原子炉等規制法に基づく報告徴収命令を行うとともに、原子力規制検査を行うこととしており、これらを通じて確認される根本原因を含めた原因究明等を踏まえて、他の事業者に対して追加の対応等を求める可能性があるものと考えています。
- また、6号機の特定重大事故等対処施設の工期については、完成時期に關しては事業者側の事情であり、原子力規制委員会としてはお答えする立場にありません。
- 特定重大事故等対処施設の設置変更許可申請の審査において、地盤に係る審査項目も新規制基準に適合していることを確認しています。
- 原子力規制委員会としては、特定重大事故等対処施設に関する設計及び工事計画の認可、保安規定等につきまして引き続き着実かつ厳正に審査を進めてまいります。

(飯田委員②)

中電の不正操作事件の背景に、規制庁と電力関係者との関係に問題はありませんか。

規制庁発足以来のこれまでの期間に、電力会社からの出向（いわゆる天上がり）はありませんか。あった場合は、出向先電力会社名と人数、期間、転職者数を公開してください。

また逆に、規制庁から電力会社に出向はありませんか。あった場合は、その出向先会社名、人数、期間を教えてください。また、規制庁職員が退職後、電力会社や関連会社に勤務している事例はありませんか。

(回答)

○ご質問のあった電力会社から原子力規制庁への出向及び原子力規制庁から電力会社への出向については行っておりません。

○ただし、原子力規制庁は原子力等の分野の知識や経験を有している実務経験者の採用を積極的に行っており、採用された職員には電力会社出身の者もいます。原子力規制委員会設置法（付則第6条）においても、国内の大学、研究機関、民間事業者等から専門的な知識又は経験を有する者を積極的に登用することが定められています。

○原子力規制庁から電力会社への転職について、職員が在職中に再就職の約束をした場合には、国家公務員法に基づき届け出る必要があり、組織の意思決定の権限を実質的に有しない官職（係長級以下）を占める職員で、電力会社へ再就職した者がいることは把握しています。なお、退職後に就職活動を行って電力会社へ再就職した者については把握していません。

(本間委員)

中部電力の基準地震動策定に係る不正に関して質問します。

中部電力の今回の不正において、地震動評価における代表波選定などを実際的に行って報告を出した委託業者の名称を教えてください。

また、同じ業務を東京電力は何という会社に委託しているのかを示して頂きたい。

また、中部電力に関わる事なので、東京電力が回答することが困難であれば、規制庁からお答えいただければと考えます。

(回答)

○中部電力株式会社浜岡原子力発電所の地震動評価における委託先の事業者については、現在、原子力施設安全情報申告制度に基づく調査を行っているところであり、情報提供者や調査手法の特定につながるおそれがあることからお答えできません。

○東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の地震動評価における委託先の事業者については、承知していません。